

◎ 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しに伴う所要の改正

【法令名】

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 29 年 1 月 25 日 号外第 15 号 14 ページ
【法令番号】	平成 29 年 1 月 25 日 政令第 9 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 29 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項
【法令のあらまし】	<p>1 所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の 10 分の 5 を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を 27 万円とし、当該保険料に係る被保険者均等割額の 10 分の 2 を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を 49 万円とすることとした。 (第 18 条第 4 項関係)</p> <p>2 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して賦課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、資格取得後 2 年間に限らず当該保険料に係る被保険者均等割額の 10 分の 5 を減額する期間を、平成 29 年度及び平成 30 年度に限定することとした。(附則第 11 条の 2 関係)</p> <p>3 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)</p>
【改正される法令】	・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）